

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第65期)	至	2021年3月31日

前澤給装工業株式会社

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号

(E01693)

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	5
	5. 従業員の状況	5
第2	事業の状況	6
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
	2. 事業等のリスク	7
	3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
	4. 経営上の重要な契約等	14
	5. 研究開発活動	14
第3	設備の状況	15
	1. 設備投資等の概要	15
	2. 主要な設備の状況	15
	3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4	提出会社の状況	17
	1. 株式等の状況	17
	(1) 株式の総数等	17
	(2) 新株予約権等の状況	17
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
	(5) 所有者別状況	17
	(6) 大株主の状況	18
	(7) 議決権の状況	19
	2. 自己株式の取得等の状況	20
	3. 配当政策	21
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等	22
	(1) コーポレート・ガバナンスの概要	22
	(2) 役員の状況	36
	(3) 監査の状況	40
	(4) 役員の報酬等	42
	(5) 株式の保有状況	44
第5	経理の状況	47
	1. 連結財務諸表等	48
	(1) 連結財務諸表	48
	(2) その他	78
	2. 財務諸表等	79
	(1) 財務諸表	79
	(2) 主な資産及び負債の内容	88
	(3) その他	88
第6	提出会社の株式事務の概要	89
第7	提出会社の参考情報	90
	1. 提出会社の親会社等の情報	90
	2. その他の参考情報	90
第二部	提出会社の保証会社等の情報	91
	[監査報告書]	
	[内部統制報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第65期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷合 祐一
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03（3716）1511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当管理統括部長 谷口 陽一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03（3716）1512
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当管理統括部長 谷口 陽一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	23,972	24,764	24,733	24,077	27,512
経常利益 (百万円)	2,780	2,716	2,568	2,722	2,683
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,697	1,857	1,739	1,789	1,866
包括利益 (百万円)	1,761	2,034	1,464	1,776	2,371
純資産額 (百万円)	31,865	33,073	33,765	34,735	36,412
総資産額 (百万円)	38,981	40,064	40,715	41,604	44,004
1株当たり純資産額 (円)	1,346.35	1,421.45	1,471.42	1,539.49	1,628.24
1株当たり当期純利益 (円)	70.88	79.21	75.23	78.72	83.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.75	82.55	82.93	83.49	82.75
自己資本利益率 (%)	5.41	5.72	5.21	5.23	5.25
株価収益率 (倍)	10.88	12.26	12.64	12.17	13.78
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,761	1,746	2,323	2,228	3,233
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△305	△278	△773	△2,030	△1,278
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△809	△826	△772	△808	△700
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,293	11,995	12,706	12,069	13,348
従業員数 (人)	488	498	481	520	498

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	23,663	24,240	24,176	23,562	22,113
経常利益	(百万円)	2,608	2,573	2,471	2,692	2,545
当期純利益	(百万円)	1,576	1,763	1,667	1,789	1,793
資本金	(百万円)	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358
発行済株式総数	(株)	12,500,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	11,500,000
純資産額	(百万円)	31,727	32,700	33,449	34,432	35,973
総資産額	(百万円)	38,517	39,348	40,087	41,040	42,357
1株当たり純資産額	(円)	1,340.53	1,405.41	1,457.63	1,526.08	1,608.63
1株当たり配当額	(円)	40.00	40.00	37.00	40.00	45.00
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(17.00)	(17.00)	(17.00)	(17.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益	(円)	65.85	75.21	72.10	78.71	79.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	82.37	83.10	83.44	83.90	84.93
自己資本利益率	(%)	5.04	5.48	5.04	5.27	5.10
株価収益率	(倍)	11.71	12.92	13.19	12.17	14.33
配当性向	(%)	30.4	26.6	25.7	25.4	28.2
従業員数	(人)	383	376	370	366	364
株主総利回り	(%)	112.7	144.1	143.8	147.6	177.5
(比較指標：配当込み TOPIX(東証株価指数))	(%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価	(円)	1,639	2,093	2,201	2,418	2,511
最低株価	(円)	1,282	1,478	1,726	1,690	1,797

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第61期の1株当たり配当額40円には、特別配当金3円が含まれております。
3. 第62期の1株当たり配当額40円には、特別配当金3円が含まれております。
4. 第64期の1株当たり配当額40円には、特別配当金3円が含まれております。
5. 第65期の1株当たり配当額45円には、第65期記念配当金5円が含まれております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
9. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)」を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
10. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第61期から第65期の1株当たり配当額は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2 【沿革】

年月	事項
1957年1月	東京都目黒区鷹番町107番地に資本金5百万円にて、東京水道工業株式会社を設立
1963年4月	北海道札幌市に北海道営業所（現 北海道支店）を設置
1965年10月	前澤給装工業株式会社に商号を変更
1968年1月	本社を東京都目黒区鷹番二丁目13番5号に移転
1968年4月	宮城県仙台市に仙台営業所（現 仙台支店）を設置
1968年10月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に埼玉工場を設置
1968年11月	愛知県名古屋市に名古屋駐在所（現 名古屋支店）を設置
1969年2月	福岡県福岡市に九州営業所（現 九州支店）を設置
1971年6月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に北関東営業所（現 埼玉営業所）を設置
1972年4月	埼玉工場が社団法人日本水道協会の指定検査工場に指定
1974年9月	大阪府大阪市に大阪営業所（現 大阪支店）を設置
1976年4月	東京都目黒区に東京営業所（現 東京支店）を設置
1977年1月	新潟県新潟市に新潟出張所（現 新潟営業所）を設置
1979年10月	青森県青森市に青森出張所（現 青森営業所）を設置
1980年4月	石川県金沢市に北陸出張所（現 北陸営業所）を設置
1983年10月	広島県広島市に広島出張所（現 広島営業所）を設置
1985年5月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島駐在所（現 鹿児島営業所）を設置
1988年4月	愛媛県松山市に四国営業所、北海道釧路市に釧路駐在所（現 釧路営業所）を設置
1991年5月	静岡県静岡市に静岡営業所を設置
1991年10月	株式を日本証券業協会に店頭登録
1992年4月	秋田県秋田市に秋田営業所を設置
1992年10月	東京都羽村市に東京西営業所を設置
1994年3月	福島県安達郡白沢村（現 本宮市）に福島工場を設置
1994年4月	千葉県千葉市に千葉営業所を設置
1994年6月	神奈川県横浜市に横浜出張所（現 横浜営業所）を設置
1994年10月	岡山県岡山市に岡山駐在所（現 岡山営業所）を設置
1995年11月	京都府京都市に京都営業所を設置
1996年3月	福島工場を増設し、架橋ポリエチレン管の製造を開始
1996年6月	茨城県土浦市に茨城営業所を設置
1997年3月	藤伸商事株式会社（現QSOインダストリアル株式会社）に出資し子会社化（現 連結子会社）
1997年11月	福島工場が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
1998年2月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
1999年7月	福島工場が日本工業規格(JIS)表示許可工場に認定
1999年10月	熊本県熊本市に熊本出張所（現 熊本営業所）を設置
2000年2月	栃木県宇都宮市に栃木営業所を設置
2000年3月	群馬県前橋市に群馬営業所を設置
2000年6月	大阪府大阪市に大阪物流センターを設置及び大阪支店を移転
2001年7月	九州物流センターを設置
2002年1月	環境マネジメントシステム国際規格「ISO14001」の認証取得 前澤給装（南昌）有限公司を設立（現 連結子会社）
2002年7月	福島県郡山市に福島営業所を設置
2004年3月	埼玉工場を福島工場に統合
2005年9月	株式を東京証券取引所市場第二部から市場第一部銘柄指定
2006年1月	前澤給装（南昌）有限公司が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
2009年6月	メータ事業部（埼玉事業所）が水道メーター第一類指定製造業者に指定
2010年10月	メータ事業部（埼玉事業所）が水道メーター第二類指定製造業者に指定
2015年7月	長野県松本市に長野出張所を設置
2015年9月	本社を東京都目黒区鷹番二丁目14番4号に移転
2020年3月	前澤リビング・ソリューションズ株式会社（現 連結子会社）を株式取得により子会社化
2021年2月	取締役会の諮問機関として任意の報酬諮問委員会を設置

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社3社により構成されており、給水装置事業、住宅設備事業及び商品販売事業を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1) 給水装置事業

当事業は、道路に布設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込むための水道用給水装置であるサドル付分水栓・止水栓・各種継手類、水道メータなどを製造、販売しております。

(2) 住宅設備事業

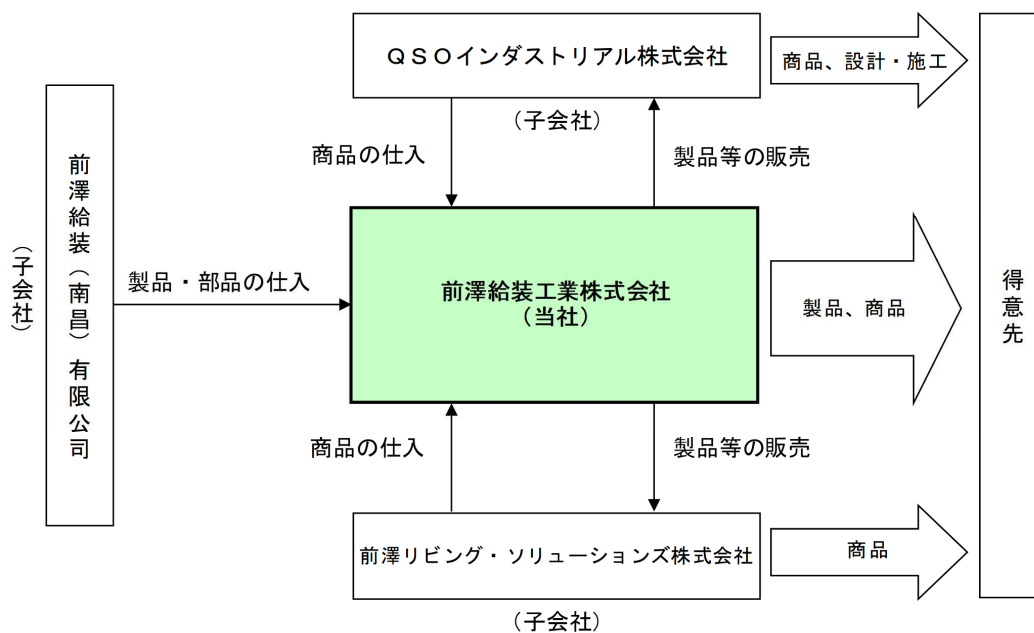
当事業は、宅内での給水・給湯配管部材、暖房設備部材およびこれらをユニット化した給水・給湯システムなどを製造、販売しております。

(3) 商品販売事業

当事業は、製品に関連する仕入商品を販売しております。

[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
QSOインダストリアル株式会社	神奈川県横浜市港北区	(百万円) 11	住宅設備事業	100.0	事業上の関係 当社製品の販売 役員の兼任等…有
前澤給装(南昌)有限公司 (注) 2	中国江西省 南昌市	(百万人民元) 102	給水装置事業	100.0	事業上の関係 当社製品の製造販売 役員の兼任等…有
前澤リビング・ソリューションズ株式会社 (注) 3	東京都目黒区	(百万円) 310	住宅設備事業	100.0	事業上の関係 当社製品の販売 役員の兼任等…有

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 前澤リビング・ソリューションズ株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,432百万円
	(2) 経常利益	101百万円
	(3) 当期純利益	68百万円
	(4) 純資産額	1,286百万円
	(5) 総資産額	3,001百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
給水装置事業	446
住宅設備事業	
商品販売事業	
全社 (共通)	52
合計	498

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、嘱託、パートタイマーは含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
364	41.5	17.3	5,436,578

セグメントの名称	従業員数 (人)
給水装置事業	312
住宅設備事業	
商品販売事業	
全社 (共通)	52
合計	364

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託、パートタイマーは含んでおりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社グループは、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は、改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組んでおります。

また、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

(2) 経営環境および経営戦略等

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、国内においても変異株の感染拡大やワクチン接種の遅れなど、感染収束の見通しが不透明であることなどから、今後の経済情勢は予断を許さない状況が続くものと考えております。

当社グループ関連業界におきましては、給水装置分野における老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は底堅く推移するものと見込んでおりますが、全般的に新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、雇用情勢の悪化等により、大きな伸びが期待できない状況にあります。また、当社主要原材料である銅価格につきましては、本年に入り急騰し、現在2011年以来の高水準で推移していることから、収益に影響が出ることが見込まれております。このような状況のなか、当社グループは、収益基盤の更なる拡大や、コロナ禍に進んだ業務効率化などを継続することにより、持続的な成長の実現と、より一層の企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、水道用給水装置製造販売（給水装置事業）および住宅設備製品製造販売（住宅設備事業）を主要な事業として展開しております。

<給水装置事業>

主力である給水装置事業に関しましては、上水道のインフラ整備が一巡し、市場は成熟化しており、近年は人口の減少とともに新設される住宅用の製品販売は低減傾向にあります。しかし、高度経済成長期に敷設された配水管（水道本管）の老朽化による「更新」製品の需要に加え、地震災害に備える「耐震性」の高い製品につきましては、近年、安定したニーズがあります。

当社グループは設立以来、給水装置事業において、水道用給水装置分野でトップシェアを有し、全国に27箇所の販売拠点を設け、ほぼすべての水道事業体から承認を得ております。また、給水装置は水道事業体毎に仕様が異なるため、手掛ける製品群は約10,000点上ります。大手他社の参入が難しい領域で、多品種少量生産に対応する生産体制を十分に確立している等、強みを有しております。

これまで長期にわたり、地域に密着した全国における営業展開により、お客様のご要望に、最適にお応えすることを目指してきており、引き続き、更新需要に合わせ、耐震性の高い製品の提案を展開するとともに、施工性、操作性などを強化し競争力を高めていくなど安定したシェアを確保してまいります。

<住宅設備事業>

住宅設備事業に関しましては、給水装置製品の販売基盤や製造技術を活かして、屋内配管製品の製造販売として事業進出いたしました。近年は新設住宅着工戸数の減少や、製品自体の材質変更、かつ汎用性のある商材であることから厳しい事業環境となっております。

当社グループは、配管用樹脂パイプの内製化や、ハウスメーカー向けユニット製品の販売、床暖房事業などを展開しており、これまでの管材商社を通じた営業に加え、ハウスメーカー、パワービルダー、工事店向けの販売活動の強化を進めてまいります。また、新たに進出した空調設備用製品をはじめとする非住宅物件向け市場への積極展開を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは経営上の目標の達成状況を判断する指標として、企業の営業活動と財務活動での収益力を表す売上高経常利益率を用いております。

人口の減少、水道管の老朽化や耐震化の問題など事業を取り巻く環境は大きく変化しております。このような環境下、持続的な成長と収益性の向上を目指し、経営の合理化及び効率を高め、財務体質の強化を通じて、売上高経常利益率10%以上を確保することを目標として位置づけ、その水準維持・向上に努めております。

また「ROA」（総資産純利益率）についても常に意識し、バランスの優れた事業ポートフォリオを構築することにより、資産効率の向上を目指しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの事業環境につきましては、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれています。また一方では、新興国における資源エネルギーの消費の高まりから、主要原材料の価格は高水準が続くとともに、人件費や物流コストの上昇もあり、収益面では厳しいものと予想しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が長期化する懸念があります。企業経営を取り巻くリスクは年々高まっており、継続的に企業価値の向上を図っていくため、当社グループは、以下の課題に対処してまいります。

1. お客様のご要望にお応えした新製品や、災害に強い付加価値の高い製品の開発など、成長分野への資本投下を進めてまいります。
2. 事業環境のダウンサイドリスクに対処するため、M&Aなども活用しながら事業規模の拡大を図ってまいります。
3. 効率的な生産体制や物流体制の構築により、主要原材料価格の変動に左右されにくい、強固な収益基盤を確立してまいります。
4. さまざまなリスクに備えるため、リスク管理体制を整備し、内部統制システムを適切に運用してまいります。
5. 適時適切な情報開示や、コンプライアンスの遵守を通じ、経営の健全化・透明性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。
6. ライフラインの一翼を担う企業として、社会的使命を果たすため、災害時などにおける支援には、積極的に参画してまいります。
7. 今般の新型コロナウイルス感染拡大に当たり、当社グループでは社員と社員の家族および関係者の安全確保を最優先とし、感染予防策の徹底やテレワークなどの実施による感染リスクの低減を図っております。現時点では事業活動に甚大な影響は出ておりませんが、働き方改革や人材の多様化の促進により、その影響を最小限にとどめ、会社の持続的発展につなげてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。当社グループにおきましては、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、事業遂行上関連する様々なリスクを統合的に管理しております。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

項目	リスク内容	当社の対策
事業環境の変化について	当社グループが取扱う製品は、国内公共投資や民間住宅投資等の低迷により、需要が大きく減退し、売上が減少する可能性があります。また住宅設備分野につきましては、住宅関連政策や税制、個人消費動向および地価動向等に影響を受ける傾向があり、今後これらの事業環境の変化により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	業務効率化によるコストダウン等を実施し、強固な財務基盤を維持
原材料・資材等の調達について	当社グループが取扱う製品の主要な原材料である銅や合成樹脂等につきまして、調達先におきまして、異常気象による被害、社会不安（テロ、疾病等）によって、調達が困難になった場合や、急激な価格高騰や為替相場の変動などにより、仕入価格が上昇し、上昇分を販売価格に適正に反映できない場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	生産拠点の分散、購買先の複数化
他社との競争について	当社グループの各事業は、競合他社との厳しい競争にさらされているため、品質や性能、取引条件等で他社を凌ぐ優位性を確保できない場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	付加価値の高い製品の開発による競争優位性の確保

項目	リスク内容	当社の対策
製造物責任について	当社グループは製品の開発、製造及び販売により、潜在的な製造物責任を負う可能性があります。当社グループが提供する製品やサービスに重大な瑕疵や欠陥があった場合、多額の賠償責任を負うことも考えられ、PL保険により補填できない場合は、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	生産工程、検査方法の見直しなど品質管理の徹底
保有する資産について	当社グループが保有する有価証券、固定資産およびその他の資産につきまして、時価の下落等による減損や評価損の計上によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	定期的な時価の確認、資産の継続保有の検討
情報セキュリティについて	当社グループの生産、販売等にかかわる情報システムは、迅速な業務を遂行するために、ネットワークを利用し構築されております。大規模な地震や火災等の災害やコンピュータウイルス、サイバー攻撃などにより、ネットワークを含めたシステムトラブル等が発生した場合、生産、販売業務等の停滞が考えられ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	外部機関に運用を委託、ネットワーク回線の複数化及びセキュリティ教育の徹底
知的財産権に係る紛争について	当社グループは知的財産権の保護と尊重に努めておりますが、知的財産権に係る紛争が生じ、当社グループに不利な判断がなされた場合、多額の賠償責任を負う等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	特許情報プラットフォーム等を通じた他社動向の定期的な確認
仕入先の経営について	当社グループは仕入先の経営につきまして、早期の情報収集を行っておりますが、重要な仕入先に破綻など、問題が発生した場合、生産の遅延、停滞等により販売機会の喪失等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	仕入先の財政状態の把握
コンプライアンスについて	当社グループはコンプライアンスを重要な経営課題の一つと位置づけ経営体制の強化に努めておりますが、コンプライアンス違反による重大な不祥事等、コンプライアンス上の問題が発生した場合、監督官庁等からの処分や社会的信用の失墜等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	コンプライアンス教育の実施、内部監査の実施
新型コロナウイルス感染症について	新型コロナウイルス感染症に対して当社グループは、社員と社員の家族および関係者の安全確保を最優先とし、新型コロナウイルス感染防止に万全を期するとともに、情報収集に努め、事業活動への影響を極小化するため、日々、各種対策を講じておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息せず長期に及んだ場合、生産活動の遅延や停止、営業活動の低下が起り、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	リスク対策主管部署による迅速な対策の決定と実施

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、経済活動の停滞が続く厳しい状況で推移しました。感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、個人消費や生産、輸出に持ち直しの動きが見られたものの、昨年末以降の感染再拡大を受けて景気の減速感は強まっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業に関連する新設住宅着工戸数は、消費増税後の反動減に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、年間を通じて低調に推移しました。主要原材料である銅の国際価格は、年明け以降、2011年以来の高値を記録するなど上昇基調を強めております。当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しく、これらの動向をしっかりと見極め、状況に応じた適切な対応が必要になっております。

このような状況下、当社グループは、社員と社員の家族および関係者の安全確保を最優先とし、感染リスクの低減を図りながら、事業活動を継続してまいりました。給水装置事業におきましては、コロナ禍で民間工事が低迷する中、水道事業体が発注する布設替工事への製品納入に注力しつつ、あわせて各種製品の小型・軽量化、部品の共通化による製造コストの削減に取り組んでまいりました。住宅設備事業におきましては、ハウスメーカーやパワビルダーへの販路拡大を推進するとともに、連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社とのシナジー効果を追求してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の影響については、製品の生産・供給は通常と変わらず問題なく運営しており、事業への影響については軽微でありました。

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産は440億4百万円となり、前連結会計年度末に比べ24億円増加しました。

流動資産は297億94百万円となり、前連結会計年度末に比べ17億87百万円増加しました。これは主に、在庫圧縮により商品及び製品が4億70百万円減少しましたが、現金及び預金が13億35百万円、受取手形及び売掛金が2億54百万円、電子記録債権が5億8百万円増加したこと等によるものであります。固定資産は142億10百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億12百万円増加しました。これは主に、減価償却により有形固定資産が2億15百万円、無形固定資産が1億90百万円減少しましたが、投資有価証券が10億84百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は75億92百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億23百万円増加しました。

流動負債は、67億9百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億51百万円増加しました。これは主に、買掛金が2億52百万円、電子記録債務が4億18百万円増加したこと等によるものであります。固定負債は、8億83百万円となり、前連結会計年度末に比べ71百万円増加しました。これは主に、退職給付に係る負債が1億5百万円減少しましたが、繰延税金負債が1億88百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は364億12百万円となり、前連結会計年度末に比べ16億76百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が4億60百万円、その他有価証券評価差額金が4億42百万円増加、自己株式が7億10百万円減少したこと等によるものであります。

b. 経営成績

売上高は275億12百万円(前期比14.3%増)、営業利益は25億98百万円(同2.4%減)、経常利益は26億83百万円(同1.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は18億66百万円(同4.3%増)となりました。

当社グループが経営目標と位置付けている売上高経常利益率10%以上については、9.8%となり、「ROA」(総資産純利益率)は、4.4%となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。報告セグメントの区分方法の変更については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」をご参照ください。

(単位：百万円)

	売上高 (外部顧客への売上高)			セグメント利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
給水装置事業	17,325	15,743	△1,581	5,059	4,891	△168
住宅設備事業	6,161	11,046	4,885	1,189	2,084	894
商品販売事業	2,288	2,359	71	67	23	△43
計	25,774	29,149	3,374	6,316	6,998	681
調整額	△1,697	△1,636	60	△3,654	△4,399	△745
合計	24,077	27,512	3,435	2,662	2,598	△63

〔給水装置事業〕

給水装置事業におきましては、第3四半期以降、徐々に回復基調で推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新設住宅着工戸数の減少もあり、新設需要向けの販売が減少したこと等から、売上高は前期比9.1%減の157億43百万円となりました。セグメント利益は、主要原材料である銅の価格が、第2四半期以降、前期を上回って推移しましたが、前期実施した製品価格改定による利益率の改善効果等もあり、前期と同水準の48億91百万円となりました。

〔住宅設備事業〕

住宅設備事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により建築工事の中断・延期等が生じたことや新設住宅着工戸数の落ち込みの影響を受けて継手や暖房部材等の販売が減少したものの、前期末に連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社の業績が加わり、売上高は前期比79.3%増の110億46百万円、セグメント利益は、前期比75.2%増の20億84百万円となりました。

〔商品販売事業〕

商品販売事業におきましては、鋳鉄商品の販売が増加したことから、売上高は前期比3.1%増の23億59百万円となりました。セグメント利益は、販売構成の変化により23百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ12億78百万円増加し、133億48百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの前連結会計年度との増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、前連結会計年度比10億5百万円増加の32億33百万円となりました。この増加要因は主に、売上債権の増減額が17億24百万円増加しましたが、たな卸資産の増減額が11億51百万円減少、仕入債務の増減額が11億84百万円増加、未払消費税等の増減額が4億79百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、前連結会計年度比7億52百万円減少の12億78百万円となりました。この減少要因は主に、投資有価証券の取得による支出が2億49百万円増加、保険積立金の解約による収入が3億43百万円減少しましたが、子会社株式の取得による支出が13億22百万円減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、前連結会計年度比1億8百万円減少の7億円となりました。この減少要因は主に、配当金の支払額が60百万円増加しましたが、自己株式の取得による支出が1億71百万円減少したこと等によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
給水装置事業 (百万円)	14,173	△12.3
住宅設備事業 (百万円)	4,904	△14.6
合計 (百万円)	19,077	△12.9

- (注) 1. 金額は販売価格で表示しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
給水装置事業 (百万円)	1,268	△5.5
住宅設備事業 (百万円)	4,758	417.2
商品販売事業 (百万円)	2,198	3.7
合計 (百万円)	8,225	87.7

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 金額は仕入価格で表示しております。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
住宅設備事業	102	△13.2	58	△24.0

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
給水装置事業 (百万円)	15,743	△9.1
住宅設備事業 (百万円)	11,046	79.3
商品販売事業 (百万円)	2,359	3.1
調整額 (百万円)	△1,636	△3.6
合計 (百万円)	27,512	14.3

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
渡辺パイプ株式会社	3,071	12.8	3,012	11.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績

当社グループの経営成績は、当連結会計年度において売上高275億12百万円(前期比14.3%増)、営業利益25億98百万円(前期比2.4%減)、経常利益26億83百万円(前期比1.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益18億66百万円(前期比4.3%増)となりました。

以下、連結損益計算書に重要な影響を与えた要因について分析いたします。

(売上高の分析)

当連結会計年度の売上高は、前期末に連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社の業績が加わり、前連結会計年度より34億35百万円増加し275億12百万円となりました。当社グループの事業に関連する新設住宅着工戸数が、消費税増税後の反動減に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、年間を通じて低調に推移したことから、新設需要向けの販売が減少いたしました。セグメント別には、給水装置事業では157億43百万円(前期比9.1%減)、住宅設備事業では110億46百万円(前期比79.3%増)、商品販売事業では23億59百万円(前期比3.1%増)となりました。

詳細については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

(売上原価および売上総利益の分析)

当連結会計年度の売上原価は187億25百万円、売上総利益は87億87百万円となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から新設需要向けの販売が減少している状況を踏まえ、生産計画の見直しや合理化に努めて参りましたが、売上総利益率は31.9%となり、前連結会計年度の売上総利益率32.1%から減少いたしました。

(営業利益の分析)

当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度より63百万円減少し25億98百万円となりました。減少の主な要因は、前期末に連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社の販売費及び一般管理費が加わったことから、前連結会計年度より11億29百万円増加したことにより、減益となりました。

(営業外損益の分析)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度より14百万円増加し1億46百万円となりました。増加の主な要因は、前連結会計年度発生であった保険解約返戻金17百万円が減少しましたが、為替差益が22百万円、助成金収入が15百万円増加したこと等によるものです。

また、営業外費用は、前連結会計年度より11百万円減少し61百万円となりました。減少の主な要因は、為替差損が7百万円、保険解約損が4百万円減少したこと等によるものです。

(特別損益の分析)

当連結会計年度の特別利益は、前連結会計年度より64百万円増加し64百万円となりました。増加の主な要因は、前連結会計年度において特別損失に計上した災害による損失に対する受取保険金64百万円により増加したこと等によるものです。

また、特別損失は、前連結会計年度より62百万円減少し7百万円となりました。減少の主な要因は、災害による損失が46百万円、固定資産除却損が16百万円減少したこと等によるものです。

(業績計画および達成状況)

当社グループでは、主力である給水装置事業においては、取替需要に合わせ、耐震性の高い製品の提案を展開するとともに、施工性、操作性など開発力をさらに高め、安定したシェアを確保するとともに、住宅設備事業においては、前期末に連結子会社化した、主に大手ガス会社向けに事業展開を行っている前澤リビング・ソリューションズ株式会社とのシナジーを追求して参りました。

(業績計画 2021年3月期)

	2021年3月期計画	2021年3月期実績
売上高 (百万円)	27,000	27,512
営業利益 (百万円)	2,400	2,598
経常利益 (百万円)	2,440	2,683
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,670	1,866

当連結会計年度の売上高は、計画を約5億円上回る成績となりました。営業利益、経常利益につきましても計画を上回る結果となりましたが、前期末に連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社について、M&A初年度で統合に係る費用等が嵩んだこともあり、当社が重要な経営指標として位置づけている売上高経常利益率は、前連結会計年度の11.3%を下回る9.8%となり、目標である10%以上は未達となりました。

主力事業である給水装置事業では、新設住宅着工戸数が年間を通じて低調であったことから、新設需要向けの販売が減少しましたが、コロナ禍で民間工事が低迷する中、水道事業体が発注する布設替工事への製品納入に注力しつつ、あわせて各種製品の小型・軽量化、部品の共通化による製造コストの削減に取り組んでまいりました。

今後、水道事業は、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれます。取替需要に合わせて、耐震化製品や給水量の低下に対応したダウンサイジング対応製品など、水道事業体のニーズを的確に捉えた採用活動を高めていくことを事業上の課題と位置づけております。

住宅設備事業におきましては、ハウスメーカーやパワービルダーへの販路拡大を推進するとともに、連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社とのシナジー効果を追求してまいりました。空調設備用品など非住宅物件向けの製品開発や販売活動を推進し、前澤リビング・ソリューションズ株式会社の事業展開と合わせ、住宅設備事業を拡大していくことを事業上の課題と位置づけております。

これら課題を認識し、顧客のニーズにあった製品や災害に強い付加価値の高い製品開発など、成長分野への資本投下や働き方改革や人材の多様化の促進により、社会およびステークホルダーの信頼に応え、収益力の向上、企業価値の増大に努めてまいります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、材料の購入や外注費の支払等製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、生産用設備や金型、システム等の購入によるものであります。資金需要に対しては、自己資金での対応を原則としております。なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、133億48百万円となっております。

当社グループは、ライフラインである水道事業の一翼を担う企業として、さまざまな災害等リスクに耐えうる十分な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載されているとおりであります。連結財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、合理的と判断される前提に基づき作成しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

4 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、環境や市場の変化に迅速に対応して、より安全な水道水の供給を追求した水道用給水装置、屋内給水給湯配管システム関連部材、住環境に配慮した暖房システム関連部材の開発を進めております。また、樹脂材料・金属材料に関して、金型設計製作・樹脂成形・銅合金鋳造・機械加工・組立・検査といった製品製造技術の開発もあわせて進めております。

当連結会計年度において特に重点を置きました各セグメント別の製品開発は、以下のとおりであります。

(1) 給水装置事業

給水装置製品では、耐震強化継手の品揃えの拡充を図るとともに、多様な給水管に対応した新たな耐震強化継手の開発を進めてまいりました。また、従来のステンレス継手に改良を加えて施工性を向上させた製品を上市しました。水道メーター周辺部材では、メータセット呼び径50、75の新機種を開発し、また、各事業体のニーズに合わせた複式メータセットの製品化を行ってまいりました。さらに、サドル付分水栓を用いて水道本管から給水分岐の工事を行う際に使用する、電動穿孔機を小型軽量化し、施工性の向上を図りました。その他、各種製品の小型化、部品の共通化等を進め、製造コストの削減や環境に配慮した製品の開発に取り組んでまいりました。

給水装置事業に係る研究開発費は156百万円であります。

(2) 住宅設備事業

住宅設備製品では、ワンタッチ式継手の品揃えの拡充を図り、顧客からの要望に対応した新規品目の開発に取り組みました。また、新規取引の始まるハウスメーカー向けに、樹脂製回転ヘッダ等の新製品の開発を行うとともに、巻癖を抑えた架橋ポリエチレン管（快適パイプ）を使用したプレハブユニットが採用されました。さらに、水圧検査用継手の開発を継続して、呼び径10A～20A、全品種の品揃えが可能になりました。暖房関連部材においては、客先の仕様に応じた温水マットの改良に加え、高効率温水マットの新規開発にも着手しました。

住宅設備事業に係る研究開発費は108百万円であります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、264百万円であります。なお、2021年3月31日現在における国内の産業財産権は、総数93件、出願中23件であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、生産性及び品質の向上、生産能力の増強などを目的として、給水装置事業、住宅設備事業、全社共通資産を中心に総額325百万円の設備投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

給水装置事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に131百万円の設備投資を実施しました。

住宅設備事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に60百万円の設備投資を実施しました。

全社共通資産として、管理部門及び研究開発部門を中心に133百万円の設備投資を実施しました。

また、当連結会計年度につきましては、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主な設備状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	全社 (共通)	経営管理施設 ほか	577	5	1,323 (4,985)	162	2,069	32
福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業 全社 (共通)	給水装置・住 宅設備生産設 備	812	516	862 (135,485)	132	2,324	138
東京支店等 27拠点	給水装置事業 住宅設備事業 商品販売事業	販売設備	230	—	869 (2,916)	3	1,103	183
福島物流 センター等4拠点	給水装置事業 住宅設備事業 商品販売事業	配送業務用設 備等	262	20	1,436 (14,084)	11	1,731	11

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量 (件)	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車輛 (オペレーティング・リース)	47	3～5	23	41
事務機器他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	487	4～7	23	73

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
QSOインダストリアル 株式会社 (神奈川県横浜市港北区)	住宅設備事業	管理・販売 設備	9	0	123 (515)	1	134	11

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2021年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
前澤リビング・ソリューションズ株式会社 (東京都目黒区)	住宅設備事業	管理・販売 設備	1	22	— —	284	308	45

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量 (件)	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車輛 (オペレーティング・リース)	7	3~5	2	5
事務機器他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	12	1~5	1	19

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
前澤給装(南昌)有限公司 (中国 江西省南昌市)	給水装置事業	給水装置 生産設備	174	122	— —	35	331	78

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、需要予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業	生産機械等の更新	190	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	—
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業	金型製作	260	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	—
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業	生産システムの更新	140	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	—
本社 (東京都目黒区)	給水装置事業 住宅設備事業 商品販売事業	販売システムの更新	100	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は算定が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

(注) 2021年2月24日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は45,000,000株増加し、92,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,500,000	23,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	11,500,000	23,000,000	—	—

(注) 2021年2月24日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,500,000株増加し、23,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2017年5月31日（注）1	△500,000	12,000,000	—	3,358	—	3,711
2021年1月20日（注）1	△500,000	11,500,000	—	3,358	—	3,711

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が11,500,000株増加し、23,000,000株となっております。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	22	20	83	70	3	8,231	8,429	—
所有株式数（単元）	—	28,807	3,397	31,187	12,502	7	39,072	114,972	2,800
所有株式数の割合（%）	—	25.06	2.95	27.13	10.87	0.01	33.98	100.00	—

(注) 自己株式318,544株は、「個人その他」の欄に3,185単元および「単元未満株式の状況」の欄に44株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（%）
前澤工業株式会社	東京都中央区新川1-5-17	624	5.58
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋本町2-7-1	624	5.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	369	3.30
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1-6-6 （東京都港区浜松町2-11-3）	366	3.27
前澤給装工業従業員持株会	東京都目黒区鷹番2-14-4	350	3.13
重田康光	東京都港区	336	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	331	2.97
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	320	2.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	320	2.86
第一生命保険株式会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	東京都千代田区有楽町1-13-1 （東京都中央区晴海1-8-12）	288	2.58
計	—	3,930	35.15

- (注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は368千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分73千株、投資信託設定分251千株、その他信託分43千株であります。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は331千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分34千株、投資信託設定分190千株、その他信託分106千株であります。
3. 2020年9月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが2020年9月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
- | | |
|---------|---|
| 大量保有者 | ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー |
| 住所 | アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル11988 |
| 保有株券等の数 | 株式 506,300株 |
| 株券等保有割合 | 4.22% |
4. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 318,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,178,700	111,787	—
単元未満株式	普通株式 2,800	—	—
発行済株式総数	11,500,000	—	—
総株主の議決権	—	111,787	—

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が11,500,000株増加し、23,000,000株となっております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2-14-4	318,500	—	318,500	2.77
計	—	318,500	—	318,500	2.77

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年9月24日) での決議状況 (取得期間 2020年9月25日～2020年9月25日)	120,000	254,280,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	100,000	211,900,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	20,000	42,380,000
当事業年度末日現在の未行使割合 (%)	16.7	16.7
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	16.7	16.7

(注)2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の株式数につきましては、当該株式分割前の数値を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	922,450,000	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	318,544	—	637,088	—

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の株式数は当該株式分割前の数値を、当期間の株式数は当該株式分割後の数値をそれぞれ記載しております。なお、当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置づけ、安定した配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本の効率性を踏まえた機動的な自己株式取得等の実施により、中長期的に株主還元の強化を目指すことを基本方針としております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

期末配当金につきましては、当期の連結業績を勘案し、1株につき20円の普通配当に、記念配当5円を加え、1株当たり25円を実施することを決定いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金20円とあわせまして45円となります。

内部留保資金につきましては、強固な収益基盤の確立に伴う資金需要や付加価値の高い製品の開発、設備投資など将来の事業展開に充当してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月6日 取締役会決議	223	20
2021年6月25日 定時株主総会決議	279	25

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

このような中、当社では、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性の確保

少数株主を含めたすべての株主に対し、実質的な平等性を確保するとともに、株主構成等を踏まえたうえで、その権利の確保に向けた適切な対応と適切な権利行使に資するための環境整備に努めます。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組むとともに、当社を取り巻く各ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

「ディスクロージャーポリシー」に従い、法令および証券取引所規則に基づく開示のほか、それら法令等以外の情報についても、適時開示の趣旨を踏まえ、適切な開示に努めます。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、社業の発展および株主共同の利益のため役割・責務の遂行に努めます。監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場から監査・監督に重点を置き、役割・責務の遂行に努めます。

5. 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を通じて、すべてのステークホルダーから、当社の経営活動および企業活動全般について正しい理解を得るために「迅速、正確かつ公平」を基本に、適時適切な対応に努めます。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会および監査役会を設置しております。また、取締役会の諮問機関として、任意の報酬諮問委員会を設置しております。

イ. 取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しており、少人数による迅速な意思決定を行う体制としております。取締役会は原則毎月1回開催し、取締役会規程に従い、経営目標・経営戦略等重要な事業戦略その他必要な重要事項を決定しております。

ロ. 監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。監査役および監査役会の役割・責務を監査役会規程および監査役監査基準に明確に規定しており、各監査役は当該規程等に従い独立した客観的立場で責務を果たしております。更に各監査役は、取締役会などの重要会議へ出席して意見を述べ、取締役との面談や会計監査人および監査部との連携などによる業務執行の監査を積極的に行っております。

ハ. 当社は、2021年2月24日付で取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、役員報酬に関する公平性・透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としており、取締役会の諮問に応じて審議し、その結果を取締役会に対して答申します。

なお、当社の報酬諮問委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長：社外取締役 吉川彰宏

委員：社外取締役 飯島康夫

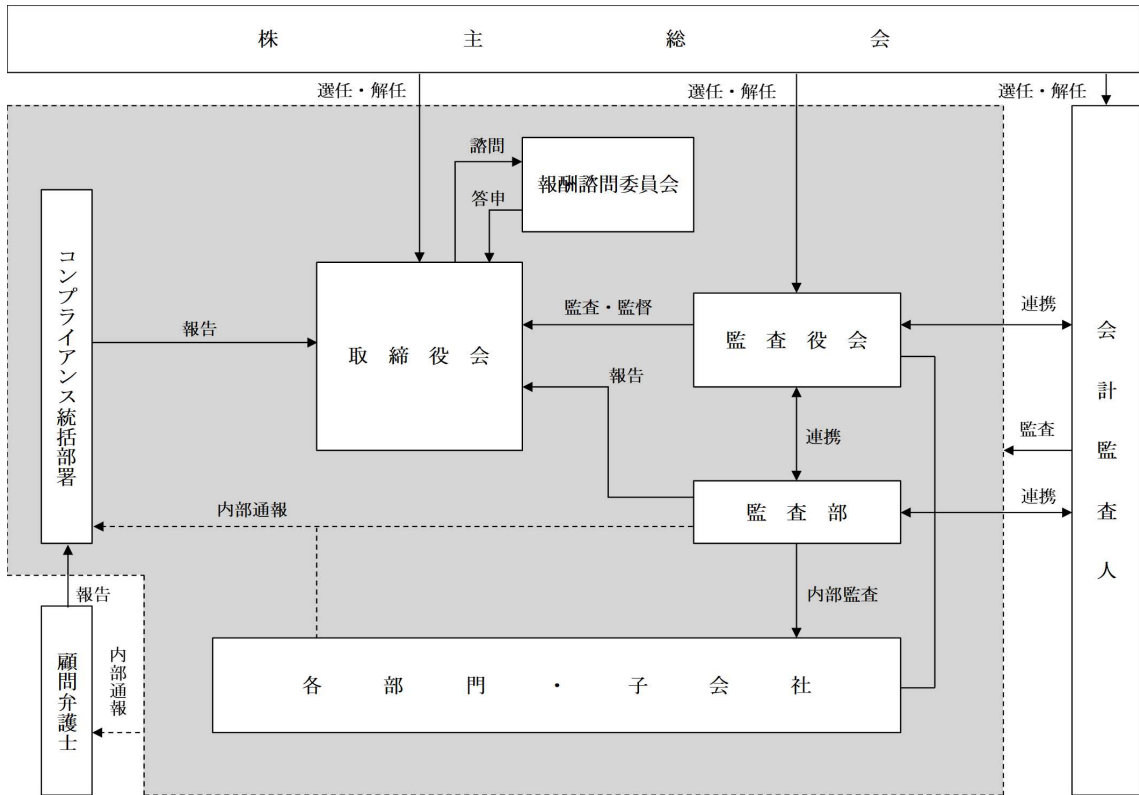
取締役管理部門担当管理統括部長 谷口陽一郎

ニ. 社外取締役2名と社外監査役2名により、外部からの取締役に対する監査・監督体制を構築しております。

ホ. コンプライアンス経営の更なる強化を図るべく、「コンプライアンスプログラム」を導入し、同プログラムを実施、管理および整備する統括部署を置いております。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度を設けております。

当社は、上記の体制により、経営の意思決定および監査・監督が、十分に機能していると考えており、現在の体制を採用しております。

[コーポレート・ガバナンス体制 模式図]



③企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

当社は、「QSO」（Quality, Safety & Originality）『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針のもと、業務の適正および効率性の確保ならびにリスクを管理する体制の構築が重要な経営課題であると認識し、以下の各体制・事項を整備する。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンスプログラムを実践する。
- b. コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。
- c. コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- d. コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- b. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
- b. リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- c. 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- d. リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- b. 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- c. 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- b. 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- c. 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

へ、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

b. 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。

b. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。

c. 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

b. 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。

c. 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

・リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、以下のとおり整備を図っております。

イ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

ロ. 個人情報保護法に対応し、個人情報保護方針の策定とそれに基づく規程等の整備を図るとともに、各種個人情報の取扱いの重要性を従業員に徹底するなど、個人情報保護体制の整備に努めております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑤役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑦取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- イ. 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- ロ. 当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、2020年6月25日開催の当社第64期定時株主総会において、ご出席株主の過半数のご賛成をいただき、本プランを継続いたしました。本プランの有効期間は2020年6月25日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。本プランの具体的内容については、以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大量買付行為およびこれに類似する行為があった場合でも、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えておりますので、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもないとは言えません。そして、当社は、このような不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかについて、短期間のうちに適切な判断が求められる株主の皆様にとって、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、あるいは、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料になるものと考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様が当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ適切な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1957年1月の設立以来、半世紀以上にわたり「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることを使命に、大切な水を人々の暮らしへとつなぐ給水装置の製造・販売を主な業務として、水道事業発展の一翼を担ってまいりました。

当社の企業価値の源泉は、事業の担い手を構成する全体としての従業員ならびに以下4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

① 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

当社の生産現場では、鋳造、加工、組立、検査、出荷、さらには生産ラインで使用する金型まで自社で管理する一貫生産体制を敷き、徹底した品質管理を行っております。これら各工程での長年の経験や蓄積されたデータから導かれた「ものづくり」に関する独自ノウハウの数々は、当社が送り出す製品の競争力を支えております。

② 独自の生産管理システム

給水装置は使用する環境や条件等で求められる性能が異なります。当社の製品は、ほぼ全国の水道事業体でご採用いただいておりますが、その数は数万点にも上ります。

当社では、精度の高い需要予測を可能にする営業力と多品種少量生産を可能にするフレキシブルな工場稼働体制の組合せによる独自の生産管理システムを確立し、それぞれの製品を、安定供給できる体制を整えております。

③ 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

当社はこれまで安全性、利便性、施工性の向上を目指した給水装置の開発を行い、必要とされる製品を安定的に供給し続けることにより、水道事業に携わる様々な方々から長期にわたり高い信頼を得てまいりました。こうした強固な信頼関係に基づくブランド力は当社の重要な事業基盤となっております。

④ 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

当社は、全国に27箇所の営業拠点を設置し、顧客ニーズを的確に捉えるとともに、製品開発から製造・供給までいち早く対応できる体制を整えております。

3. 企業価値向上のための取組み

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

ア) 効率的な生産体制の構築

イ) 物流効率化による配送コストの削減

ウ) 成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向けて取り組んでまいります。

また、当社は、近時の経営環境を踏まえ、企業価値を向上させる施策の一つとして、住商メタレックス株式会社から、同社のリビング・ソリューション事業を承継することとし、2020年3月31日、当該事業を吸収分割により承継した前澤リビング・ソリューションズ株式会社の発行済株式の全部を取得いたしました。

今後も、当社は、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、その中でも、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しております。

このような認識の下、当社は、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信任を問う機会を増やすことを目的に、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を2名選任することに加え、監査機能の強化を図るため、独立性の高い社外監査役を2名選任するなど、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

なお、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することといたします。なお、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、イ）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ）当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

(2) 本プランの継続の手続 — 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様意思を適切に反映するため、本定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主、インターネット等により議決権行使を行う株主および株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより議決権行使を行う株主を含みます。以下同じ。）の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

当社は、以下のイ）もしくはロ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株券等* 1について、保有者* 2の株券等保有割合* 3が20%以上となる買付け
ロ）当社が発行者である株券等* 4について、公開買付け* 5に係る株券等の株券等所有割合* 6およびその特別関係者* 7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

* 1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 2：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。）およびその共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。）も加算するものとします。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。

* 5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

* 6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

※ 7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

各割合の算出にあたって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

② 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約を含む、大量買付者に関する以下の事項等を日本語で記載した意向表明書を、当社取締役会に提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

- a) 氏名または名称
- b) 住所または本店、事務所等の所在地
- c) 設立準拠法
- d) 代表者の氏名
- e) 日本国内における連絡先
- f) 提案する大量買付行為の概要

当社取締役会が、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また、大量買付者から意向表明書を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下「情報開示」といいます。）を行います。

③ 大量買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記意向表明書を受領した日の翌日より10日以内に、大量買付者に対して、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、大量買付者には、本必要情報リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に日本語で記載した書面にて提出していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える本必要情報の提供の要求を行わないこととします。）。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを下記⑤に定める独立委員会に提供するものとします。

- a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社株式の数、ならびに意向表明書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社株式の取引状況
- c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要
- e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。））の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g) 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針
- h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された本必要情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報（以下「追加情報」といいます。）を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するかどうかを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日の翌日より60日以内に行うこととします。

なお、当社取締役会は、本必要情報または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報および追加情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

④ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報および追加情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するかどうかを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、当社取締役会が本必要情報および追加情報の提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、当社取締役会が求める本必要情報および追加情報が全て揃わなくても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、取締役会による評価、検討等を開始する場合があります。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の(i)または(ii)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする買付けの場合には60日以内
- (ii) その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら提供された本必要情報および追加情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑧に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から大量買付行為を行うことが可能となります。

⑤ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会規則に基づき、独立委員会を設置することといたします。

独立委員会は3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

⑥ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討し、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報および追加情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗措置の発動の是非を取締役会評価期間の終了時まで判断するものとします。

⑦ 対抗措置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報および追加情報ならびにそれらに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を実施するか否かを株主の皆様へ問うべく株主総会を招集することとします。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 高値買取要求を狙う買付け等である場合

(b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付け等である場合

(c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合

(d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合

(e) 最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある買付け等である場合

取締役会は、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認め、対抗措置を実施するか否かを株主の皆様へ問うべく株主総会を招集すべき旨の取締役会決議を行った場合には、本プランによる対抗措置の実施についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

⑧ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑦ーイ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

また、上記⑦ーロ) に基づき当社取締役会が株主総会の招集手続を実施した場合には、当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

なお、株主総会の招集を行うにあたり、当社取締役会は、本必要情報および追加情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見および独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

また、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大量買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、ご出席株主の皆様議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不実施の決定を行った場合には、当社は当該株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

⑨ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当の概要

当社取締役会は本プランにおける対抗措置として、原則として、「前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当を行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当を決議する当社取締役会において定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認が必要です。

本新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年6月25日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、定時株主総会において、または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年5月26日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

2. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、および、東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本定時株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を問うことにより、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、上記Ⅱ. 1. (3)⑦および⑧記載のとおり、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

それ以外の場合でも、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記Ⅱ. 1. (3)⑤記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

本プランにおける対抗措置の発動にあたっては、上記Ⅱ. 1. (3)⑥記載のとおり、独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

3. 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。なお、本プランは、株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。これにより株主の皆様は、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、大量買付行為に応ずるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランは、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅱ. 1. (3)⑦記載のとおり、大量買付者が本プランに定める手続を遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

- (4) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当の実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	谷合 祐一	1958年8月23日生	1987年3月 当社入社 1996年2月 当社広島営業所長 2003年4月 当社東京営業所長 2006年6月 当社執行役員営業本部東京営業所長 2010年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長(東京駐在)兼東京営業所長 2014年7月 当社取締役執行役員東日本営業部長兼首都圏支店長兼営業支援部長 2015年4月 当社取締役第一営業部門、第三営業部門担当 首都圏支店長兼営業支援部長 2015年6月 当社取締役第一営業部門、第三営業部門担当兼営業支援部長 2016年6月 当社取締役営業部門担当 給水装置営業統括部長 2021年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	30
常務取締役 生産部門担当 製造統括部長(福島工場長)	村田 秀明	1956年7月21日生	1994年3月 当社入社 2002年5月 当社技術開発部長 2004年8月 当社生産本部技術部長 2006年6月 当社執行役員生産本部生産技術部長 2010年6月 当社取締役執行役員生産本部福島工場長兼生産技術部長 2014年7月 当社取締役執行役員福島工場長兼開発部長 2015年4月 当社取締役生産部門担当 2016年6月 当社取締役生産部門担当 製造統括部長(福島工場長) 2021年6月 当社常務取締役生産部門担当 製造統括部長(福島工場長)(現任) 他の会社の代表状況 2021年6月 前澤給装(南昌)有限公司董事長(現任)	(注)3	30

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 営業部門担当 住宅設備営業統括部長	杉本 博司	1964年6月15日生	1989年4月 当社入社 2003年4月 当社広島営業所長 2010年10月 当社執行役員営業本部中四国ブ ック長 2014年7月 当社執行役員西日本営業部関西・ 中四国支店長 2015年10月 当社経営管理部門経営管理部長 2017年4月 当社事業企画部長 2019年6月 当社取締役営業部門担当 住宅設 備営業統括部長 (現任) 他の会社の代表状況 2020年3月 前澤リビング・ソリューションズ 株式会社取締役 (現任)	(注) 3	5
取締役 管理部門担当 管理統括部長	谷口 陽一郎	1962年8月5日生	1986年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社 りそな銀行) 入行 2011年7月 株式会社りそな銀行千葉エリア営 業第一部長 2013年4月 同行九段支店統括部長 (支店長) 2016年4月 青木あすなろ建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 当社経理部長 2019年6月 当社取締役管理部門担当 管理統 括部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役管理部門担当 管理統 括部長 (現任) 他の会社の代表状況 2020年3月 前澤リビング・ソリューションズ 株式会社取締役 (現任)	(注) 3	3
取締役	吉川 彰宏	1953年7月3日生	1981年4月 東京都豊島区入職 2008年4月 同区子ども家庭部長 2010年4月 同区政策経営部長 2014年4月 帝京平成大学 現代ライフ学部 経 営マネジメント学科 教授 (2019年3月退職) 2018年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	飯島 康夫	1968年6月11日生	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 紀尾井町法律事務所弁護士 (現 任) 2015年4月 第二東京弁護士会副会長 2015年6月 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事 (非常勤) (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	檀原 由樹	1954年9月14日生	1978年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2010年7月 当社入社 2010年7月 当社経営管理本部内部統制室長兼経営管理部副部長 2013年1月 当社経営管理本部総務部長兼内部統制室長兼経営管理部副部長 2014年4月 当社執行役員経営管理本部経営管理部長兼内部統制室長 2015年6月 当社取締役監査部長 2017年4月 当社取締役管理部門担当 管理統括部長 2019年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	5
監査役	菅納 敏恭	1950年3月31日生	1981年9月 税理士登録 1986年2月 管納会計事務所代表（現任） 1999年6月 東京税理士会常務理事 2007年7月 国税不服審判所審判官 2013年6月 東京税理士会副会長 2013年7月 日本税理士会連合会常務理事 2015年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	0
監査役	金森 亨	1954年5月11日生	1978年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1995年4月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）春日井支店長 1996年12月 旭日財務（香港）有限公司 社長 2002年3月 株式会社あさひ銀行国際業務室長 2003年5月 株式会社りそな銀行市ヶ谷支店長（2005年9月同行退職） 2008年6月 株式会社旭商工社取締役 2015年6月 同社常勤監査役（2019年6月退任） 2019年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					75

- (注) 1. 取締役吉川 彰宏および飯島 康夫の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役菅納 敏恭および金森 亨の各氏は、社外監査役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社は、取締役吉川 彰宏および飯島 康夫ならびに監査役菅納 敏恭および金森 亨の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、所有株式数は株式分割後の数値で記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。いずれも当社が定める「独立役員選任基準」(※)に合致しており、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、また資本的関係については特記すべき事項はなく、独立性を有していると考え、選任しております。

- ・ 社外取締役吉川 彰宏氏は、長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授としての経験から行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しております。取締役会は、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督機能強化に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。
- ・ 社外取締役飯島 康夫氏は、弁護士としての法務に関する識見に加え、生活協同組合連合会の員外監事としての経験を有しております。取締役会は、それらの経験と実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。
- ・ 社外監査役菅納 敏恭氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する専門的な知識や経験に基づき、活発に意見を述べるなど社外監査役としての職責を果たしていただいております。取締役会は、そうした同氏の経験と実績が、当社の監査体制強化に引き続き活かされるものと判断し、社外監査役として選任しております。
- ・ 社外監査役金森 亨氏は、金融機関における支店長、海外拠点の責任者等の経歴に加え、中小企業診断士の資格を持つなど財務・会計等に関する豊富な知識を有するとともに、企業の取締役および監査役を務める等の経験も有しております。取締役会は、そのような知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

(※) 「独立役員選任基準」(2015年5月12日改定)の独立性に関する基準

独立役員と認定されるものは、以下の各号に該当してはならない。

- a. 当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- b. 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
- c. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- d. 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- f. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- g. 過去3年間において、上記aからfに該当していた者
- h. 下記に掲げる者の近親者等
 - (i) 上記aからgまでに掲げる者(但し、aからdまでの「業務執行者」においては重要な業務執行者、eの「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びにfの「監査法人に所属する者」においては、重要な業務執行者および公認会計士等の資格を有するものに限る)
 - (ii) 当社の子会社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員に認定する場合は、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。)
 - (iii) 過去3年間において、上記(ii)または当社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員として認定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、会計監査人および内部統制部門による監査情報、報告書等の提供を受け、必要に応じて意見を述べております。

社外監査役は、定期的に会計監査人と会合を持つなど、連携を保ち、監査に関する意見および情報の交換を行っております。また、監査役会を通じて、内部監査部門および内部統制部門から監査情報等の提供を受け、必要に応じて意見を述べております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されています。監査役会の議長は檀原由樹常勤監査役が務めており、当社経営管理部門の要職や内部監査部門で培った経験や知識を活かし、監査役会を統括しております。

社外監査役菅納敏恭氏は、税理士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役金森亨氏は、中小企業診断士資格を有し、金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場からそれぞれが職務を適切に遂行しております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として取締役会開催日に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計10回開催され、1回あたりの所要時間は平均約30分でした。決議・報告事項説明資料の事前配布により、会議の効率化に努めております。また、監査役の出席率は全員100%でした。

監査役会の活動としては、取締役会（当事業年度は合計10回開催され、監査役の出席率は全員100%）に出席し議事運営・決議内容等を監査し、必要により意見を表明しております。また、代表取締役・取締役との面談と意見交換および必要に応じた提言、会計監査人からの監査結果の報告を受けての情報交換、会計監査人の評価および報酬に対する検討など行っております。

c. 監査役の主な活動

常勤監査役は、監査役会としての活動の他、内部監査部門との定例的な情報交換会への出席、主要事業拠点への実地監査（当事業年度は、横浜営業所、青森営業所、新潟営業所、四国営業所、東京西営業所、前澤リビング・ソリューションズ(株)）の実施、品質保証委員会などの社内の重要会議への出席、社内稟議・報告関係の閲覧、取締役他幹部社員からの月次職務報告の閲覧、期末決算監査などを通じて、内部統制システムの整備・運用状況が問題ないことを確認しました。また、監査役会事務局を兼任し、監査役会の準備や監査役関連規定の見直しなどの事務処理全般を行っております。

社外監査役は、監査役会としての活動の他、期末決算監査の一部を担当して監査し、経営監視機能を果たしております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、各部門から独立した監査部(4名)が、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的実施しております。監査結果は、取締役会に定期的に報告する体制としております。監査部は、監査結果により、改善すべき点があれば被監査部門へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たしております。また、監査役および会計監査人と定期的な会合をもち、内部監査および内部統制についての意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

32年

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

富永 淳浩

今井 仁子

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他4名

e. 監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した社内基準に基づき、選定しております。なお、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

f. 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人の独立性・監査体制、監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した社内基準に基づき、検証しました。その結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当であると判断しました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	—	37	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	37	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査計画の内容、監査の実施状況等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」に基づき監査計画の内容および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と、同日付で任意の報酬諮問委員会を設置する旨の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役（常勤取締役）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬（賞与）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の個人別の報酬は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、月額固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に鑑みて、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける固定報酬額、当社の財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針とし、月額金銭報酬を支給する。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給するものとし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い等、また当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬総額などを参考に算出する方針とし、毎年、定時株主総会終了の日を含めて1週間以内に支給するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役（常勤取締役）の種類別の報酬等割合については、定めないものとする。ただし、定性的な観点から、取締役会が報酬諮問委員会（以下、委員会という。）に取締役の個人別報酬の額を諮問し、委員会では、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬等総額、その種類別の報酬割合等も踏まえた原案を作成する。取締役会においては、委員会の答申にある種類別の取締役個人別報酬の額を尊重する考えとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が委員会に原案作成を諮問し、委員会の答申を得るものとし、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

また、監査役の報酬については、独立性の確保の観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。株主総会決議の範囲内で、監査役会で決議された社内の規定に基づき、常勤監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

・役員報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。

・取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

当事業年度におきましては、2020年6月25日開催の取締役会において、取締役の基本報酬の総額を決定し、個別の取締役の報酬額の決定を代表取締役社長山本晴紀（決議当時）に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

・役員の報酬等の額の決定過程における活動内容

当事業年度における活動状況は、2021年2月24日付で報酬諮問委員会を設置し、以降、委員会を計3回開催し、第65期業績連動報酬の答申を2021年5月14日に行い、2021年5月20日開催の取締役会で業績連動報酬を決議しました。

・業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指針は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、その目標値は1,670百万円であり、その実績値は1,866百万円であります。当該指標を選択した理由は、株主への配当原資や企業価値向上に向けた投資の源泉であると判断したためです。

当事業年度における業績連動報酬は、取締役会で決議した規定に基づき、会社の業績に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で算定し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。

・株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の内容等に関する事項

基本報酬、業績連動報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において、次期事業年度以降の譲渡制限付株式報酬制度として、年額30百万円以内（発行または処分する普通株式の総数は年50,000株を上限）とする旨、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。（当事業年度における譲渡制限付株式報酬の付与はございません。）

なお、2021年6月25日開催の取締役会において、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を含んだ取締役の報酬等の内容の決定方針の改正を決議いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	151	110	41	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	—	—	—	1
社外役員	19	19	—	—	—	5

(注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 役員退職慰労金制度は、ありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は、純投資目的である投資株式に区分し、他の場合は、純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 取引関係を緊密に維持するため、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。毎年1回、取締役会において、政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別に精査し、保有を継続するか検討しております。当事業年度においては、保有する全ての政策保有株式について、2021年5月14日開催の取締役会で継続保有の適否の検証を行いました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	201
非上場株式以外の株式	15	2,850

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	2	402	取引関係構築及び事業シナジー効果を図るため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	50
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

・特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
前澤化成工業(株)	842,400	842,400	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	859	839		
前澤工業(株)	1,198,438	1,198,438	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	759	377		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱ナガワ	54,400	54,400	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	484	373		
戸田建設㈱	418,600	—	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。取引関係構築及び事業シナジー効果を図ることを目的として株式を当事業年度に取得したことにより株式数が増加しています。	有
	339	—		
荏原実業㈱	25,000	—	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。取引関係構築及び事業シナジー効果を図ることを目的として株式を当事業年度に取得したことにより株式数が増加しています。	有
	127	—		
愛知時計電機㈱	24,600	24,600	同社は給水装置事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	107	100		
日本電技㈱	16,300	16,300	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	有
	65	48		
㈱りそなホールディングス	81,760	81,760	同社は金融取引の主要取引先であります。当該株式は、同社との関係の維持・強化のために保有しております。	有
	38	26		
橋本総業ホールディングス㈱	12,100	12,100	同社は給水装置事業、住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	33	21		
第一生命ホールディングス㈱	6,300	6,300	同社は金融取引の主要取引先であります。当該株式は、同社との関係の維持・強化のために保有しております。	有
	11	8		
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,295	2,295	同社は金融取引の主要取引先であります。当該株式は、同社との関係の維持・強化のために保有しております。	有
	9	6		
東邦瓦斯㈱	1,000	1,000	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	6	4		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
クリエイト(株)	5,000	5,000	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	3	2		
東京瓦斯(株)	1,000	1,000	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	2	2		
大阪瓦斯(株)	1,000	1,000	同社は住宅設備事業の顧客であります。当該株式は、同社との取引関係の維持・強化のために保有しております。	無
	2	2		

・みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報等を得ております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,649	13,985
受取手形及び売掛金	4,842	5,097
電子記録債権	4,526	5,035
有価証券	100	100
商品及び製品	4,616	4,146
仕掛品	85	60
原材料及び貯蔵品	1,023	962
その他	161	406
流動資産合計	28,006	29,794
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,998	8,020
減価償却累計額	△5,824	△5,951
建物及び構築物（純額）	2,173	2,068
機械装置及び運搬具	7,791	7,761
減価償却累計額	△7,045	△7,073
機械装置及び運搬具（純額）	745	687
土地	4,622	4,622
建設仮勘定	14	2
その他	3,749	3,486
減価償却累計額	△3,488	△3,265
その他（純額）	260	221
有形固定資産合計	7,817	7,602
無形固定資産		
ソフトウェア	535	385
のれん	395	355
その他	22	21
無形固定資産合計	953	763
投資その他の資産		
投資有価証券	3,019	4,104
長期貸付金	6	5
保険積立金	1,385	1,428
繰延税金資産	264	176
その他	153	133
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	4,826	5,844
固定資産合計	13,597	14,210
資産合計	41,604	44,004

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,007	4,260
電子記録債務	104	523
未払法人税等	531	460
賞与引当金	194	245
役員賞与引当金	55	41
その他	1,163	1,177
流動負債合計	6,057	6,709
固定負債		
繰延税金負債	—	188
退職給付に係る負債	715	609
資産除去債務	4	4
その他	91	80
固定負債合計	811	883
負債合計	6,869	7,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金	3,711	3,711
利益剰余金	28,193	28,654
自己株式	△1,298	△587
株主資本合計	33,965	35,136
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	759	1,202
為替換算調整勘定	74	93
退職給付に係る調整累計額	△64	△20
その他の包括利益累計額合計	769	1,275
純資産合計	34,735	36,412
負債純資産合計	41,604	44,004

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	24,077	27,512
売上原価	※1 16,355	※1 18,725
売上総利益	7,721	8,787
販売費及び一般管理費	※2, ※3 5,059	※2, ※3 6,188
営業利益	2,662	2,598
営業外収益		
受取利息	18	21
受取配当金	58	71
為替差益	—	22
保険解約返戻金	17	—
助成金収入	1	17
受取派遣料	15	12
その他	19	3
営業外収益合計	132	146
営業外費用		
売上割引	34	33
為替差損	7	—
保険解約損	30	26
その他	0	1
営業外費用合計	72	61
経常利益	2,722	2,683
特別利益		
固定資産売却益	※4 0	※4 0
投資有価証券売却益	—	0
受取保険金	—	※5 64
特別利益合計	0	64
特別損失		
固定資産売却損	—	※6 0
固定資産除却損	※7 23	※7 7
投資有価証券売却損	—	0
災害による損失	※8 46	—
特別損失合計	70	7
税金等調整前当期純利益	2,652	2,740
法人税、住民税及び事業税	871	808
法人税等調整額	△9	65
法人税等合計	862	874
当期純利益	1,789	1,866
親会社株主に帰属する当期純利益	1,789	1,866

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,789	1,866
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	442
為替換算調整勘定	△43	19
退職給付に係る調整額	29	44
その他の包括利益合計	※ △13	※ 505
包括利益	1,776	2,371
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,776	2,371

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358	3,711	26,826	△914	32,982
当期変動額					
剰余金の配当			△422		△422
親会社株主に帰属する当期純利益			1,789		1,789
自己株式の取得				△383	△383
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,366	△383	983
当期末残高	3,358	3,711	28,193	△1,298	33,965

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	759	118	△94	783	33,765
当期変動額					
剰余金の配当					△422
親会社株主に帰属する当期純利益					1,789
自己株式の取得					△383
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	△43	29	△13	△13
当期変動額合計	0	△43	29	△13	969
当期末残高	759	74	△64	769	34,735

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358	3,711	28,193	△1,298	33,965
当期変動額					
剰余金の配当			△483		△483
親会社株主に帰属する当期純利益			1,866		1,866
自己株式の取得				△211	△211
自己株式の消却			△922	922	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	460	710	1,171
当期末残高	3,358	3,711	28,654	△587	35,136

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	759	74	△64	769	34,735
当期変動額					
剰余金の配当					△483
親会社株主に帰属する当期純利益					1,866
自己株式の取得					△211
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	442	19	44	505	505
当期変動額合計	442	19	44	505	1,676
当期末残高	1,202	93	△20	1,275	36,412

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,652	2,740
減価償却費	482	687
のれん償却額	—	39
受取保険金	—	△64
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	51
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1	△14
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△58	△41
災害による損失	46	—
受取利息及び受取配当金	△77	△92
為替差損益 (△は益)	7	△22
保険解約返戻金	△17	—
保険解約損益 (△は益)	30	26
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	0
売上債権の増減額 (△は増加)	963	△760
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△591	559
未収入金の増減額 (△は増加)	0	△261
仕入債務の増減額 (△は減少)	△514	670
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△56	423
その他	51	54
小計	2,920	3,996
利息及び配当金の受取額	75	85
保険金の受取額	—	64
災害による損失の支払額	△13	△32
法人税等の支払額	△753	△880
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,228	3,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△423	△271
定期預金の払戻による収入	407	222
有価証券の償還による収入	—	100
投資有価証券の取得による支出	△352	△602
投資有価証券の売却による収入	—	51
有形固定資産の取得による支出	△371	△561
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△85	△0
保険積立金の契約による支出	△197	△185
保険積立金の解約による収入	458	115
長期貸付金の回収による収入	2	1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △1,469	※2 △147
その他	—	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,030	△1,278
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1	△5
配当金の支払額	△422	△482
自己株式の取得による支出	△383	△211
財務活動によるキャッシュ・フロー	△808	△700
現金及び現金同等物に係る換算差額	△25	23
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△636	1,278
現金及び現金同等物の期首残高	12,706	12,069
現金及び現金同等物の期末残高	※1 12,069	※1 13,348

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

QSOインダストリアル株式会社

前澤給装(南昌)有限公司

前澤リビング・ソリューションズ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装(南昌)有限公司については、12月31日が決算日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

QSOインダストリアル株式会社および前澤リビング・ソリューションズ株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ロ. たな卸資産

商品・製品・原材料：主として月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

仕掛品：主としてロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(当社および国内連結子会社)

建物及び構築物：定率法及び定額法

その他：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準規定に基づく定額法

ロ. 無形固定資産

(当社および国内連結子会社)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準規定に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、その他金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、10年間にわたる均等償却を行っております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を対象給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税(消費税等)の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難であります。そのため、現時点で入手可能な外部情報等に基づき、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響は継続するものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

2. 営業循環過程から外れたたな卸資産の収益性低下の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
商品及び製品	4,146
仕掛品	60
原材料及び貯蔵品	962

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業循環過程から外れたたな卸資産については、合理的に算定された価額によることが困難なため、正味売却価額まで切下げの方法に代えて、帳簿価額を処分見込価額まで切下げの方法により計上しております。

たな卸資産は、販売部署単位で管理を行っており、当該地域の水道事業体、工事物件で仕様・設計変更が生じた場合、販売機会が減少する可能性があります。一方で、当該たな卸資産は、他の地域等において販売が可能なものや、製品内の部品を取外して他の製品に組替えて使用することが可能であるため、一時的な販売機会の減少があっても、一定期間保管し、販売統括部署の調整により、他の地域等の需要を捕捉して販売につなげております。ただし、上記の調整期間を超えて、販売機会が生じないたな卸資産については、収益性の低下の事実を適切に反映するため、当該たな卸資産の金額から直近のスクラップ評価額を控除して、営業循環過程から外れたたな卸資産の帳簿価額として算定しております。

当連結会計年度に計上した金額は、翌年度、再振替仕訳を行って帳簿価額を取得原価に洗替え計上いたします。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、表示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた558百万円は、「ソフトウェア」535百万円、「その他」22百万円として組み替えております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた21百万円は、「助成金収入」1百万円、「その他」19百万円として組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額（△は増加）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた51百万円は、「未収入金の増減額（△は増加）」0百万円、「その他」51百万円として組み替えております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
50百万円	61百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
運送費	715百万円	955百万円
従業員給与手当	1,301	1,710
賞与引当金繰入額	125	137
役員賞与引当金繰入額	55	41
退職給付費用	185	221

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
210百万円	264百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
その他	-	0
計	0	0

※5 受取保険金

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

特別利益に計上している受取保険金は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の被害に対する保険金であります。

※6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	一百万円	0百万円
計	-	0

※7 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	9百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	12	1
その他	2	1
計	23	7

※8 災害による損失

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

特別損失に計上している災害による損失は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の影響による損失であり、建物の原状回復費用等であります。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	634百万円
組替調整額	—	△0
税効果調整前	0	634
税効果額	△0	△191
その他有価証券評価差額金	0	442
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△43	19
為替換算調整勘定	△43	19
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△15	19
組替調整額	58	44
税効果調整前	42	63
税効果額	△12	△19
退職給付に係る調整額	29	44
その他の包括利益合計	△13	505

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000
自己株式				
普通株式	526	192	—	718
合計	526	192	—	718

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加192千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得192千株及び単元未満株式の買取り0千株によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	229	20	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	193	17	2019年9月30日	2019年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	259	利益剰余金	23	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	12,000	—	500	11,500
合計	12,000	—	500	11,500
自己株式				
普通株式	718	100	500	318
合計	718	100	500	318

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却500千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得100千株及び消却500千株によるものです。
3. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	259	23	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	223	20	2020年9月30日	2020年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	279	利益剰余金	25	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しておりますが、2021年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	12,649百万円	13,985百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△579	△636
現金及び現金同等物	12,069	13,348

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに前澤リビング・ソリューションズ株式会社を連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
流動資産	672百万円	－百万円
固定資産	645	－
のれん	395	－
流動負債	△26	－
固定負債	△70	－
株式の取得価額	1,616	－
取得価額に含まれる未払額	△147	147
現金及び現金同等物	△0	－
差引：株式取得のための支出	1,469	147

なお、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当期配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	34	47
1年超	14	37
合計	49	85

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を取締役に報告し、検討されております。

買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2を参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	12,649	12,649	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,842	4,842	—
(3) 電子記録債権	4,526	4,526	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,049	1,048	△1
② その他有価証券	1,817	1,817	—
資産計	24,886	24,885	△1
(1) 買掛金	4,007	4,007	—
(2) 電子記録債務	104	104	—
(3) 未払法人税等	531	531	—
(4) その他流動負債（未払金）	1,028	1,028	—
負債計	5,672	5,672	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	13,985	13,985	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,097	5,097	—
(3) 電子記録債権	5,035	5,035	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,149	1,151	1
② その他有価証券	2,853	2,853	—
資産計	28,120	28,121	1
(1) 買掛金	4,260	4,260	—
(2) 電子記録債務	523	523	—
(3) 未払法人税等	460	460	—
(4) その他流動負債（未払金）	656	656	—
負債計	5,901	5,901	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債務

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他流動負債（未払金）

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	252	201

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,649	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,842	—	—	—
電子記録債権	4,526	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	100	949	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合 計	22,119	949	—	—

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,985	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,097	—	—	—
電子記録債権	5,035	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	100	1,049	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合 計	24,217	1,049	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	200	200	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	200	200	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	849	848	△1
	(3) その他	—	—	—
	小計	849	848	△1
合計		1,049	1,048	△1

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	800	801	1
	(3) その他	—	—	—
	小計	800	801	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	349	349	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	349	349	△0
合計		1,149	1,151	1

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,729	630	1,098
	(2) その他	—	—	—
	小計	1,729	630	1,098
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	88	97	△9
	(2) その他	—	—	—
	小計	88	97	△9
合計		1,817	727	1,089

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,850	1,126	1,724
	(2) その他	—	—	—
	小計	2,850	1,126	1,724
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	3	△0
	(2) その他	—	—	—
	小計	2	3	△0
合計		2,853	1,129	1,723

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	0	0	—

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、積立型、非積立型の確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けているほか、確定拠出年金制度および退職金前払い制度を設けております。

国内連結子会社は、積立型、非積立型の確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。また、在外連結子会社は、退職金制度を採用しておりません。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,482百万円	2,499百万円
勤務費用	139	137
利息費用	9	9
数理計算上の差異の発生額	△6	6
退職給付の支払額	△125	△163
退職給付債務の期末残高	2,499	2,489

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	1,767百万円	1,886百万円
期待運用収益	26	28
数理計算上の差異の発生額	△22	25
事業主からの拠出額	223	226
退職給付の支払額	△107	△144
年金資産の期末残高	1,886	2,022

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,267百万円	2,255百万円
年金資産	△1,886	△2,022
	380	233
非積立型制度の退職給付債務	232	233
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	612	467
退職給付に係る負債	612	467
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	612	467

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	139百万円	137百万円
利息費用	9	9
期待運用収益	△26	△28
数理計算上の差異の費用処理額	57	62
過去勤務費用の費用処理額	1	1
確定給付制度に係る退職給付費用	181	183

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	1百万円	1百万円
数理計算上の差異	41	62
合計	42	63

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	△1百万円	△0百万円
未認識数理計算上の差異	△91	△28
合 計	△93	△29

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	7%	8%
株式	7	8
生命保険一般勘定	85	83
その他	1	1
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	1.5	1.5
予想昇給率	4.2	4.2

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債（資産）の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債(資産)の期首残高	100百万円	102百万円
退職給付費用	14	44
退職給付の支払額	△13	△23
退職給付に係る負債(資産)の期末残高	102	123

(注) 前連結会計年度については「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	193百万円	219百万円
年金資産	△193	△198
	—	20
非積立型制度の退職給付債務	102	102
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	102	123
退職給付に係る負債	102	123
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	102	123

(注) 前連結会計年度については「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度14百万円 当連結会計年度44百万円

4. 確定拠出制度および退職金前払い制度

確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度19百万円、当連結会計年度19百万円、退職金前払い制度の支給額は前連結会計年度98百万円、当連結会計年度100百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	59百万円	65百万円
役員賞与引当金	16	21
未払事業税	30	29
たな卸資産評価損	10	8
退職給付に係る負債	143	130
退職給付に係る調整累計額	28	8
資産調整勘定	219	172
その他	89	72
繰延税金資産合計	597	509
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	332	522
その他	0	0
繰延税金負債合計	332	522
繰延税金資産の純額	264	—
繰延税金負債の純額	—	12

(注) 前連結会計年度については「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.3%	30.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.5
住民税均等割	1.5	1.5
その他	0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5	31.9

(注) 前連結会計年度については「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2020年3月31日に行われた当社と前澤リビング・ソリューションズ株式会社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の確定及び取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、主として流動資産のその他が32百万円、繰延税金資産が13百万円増加し、退職給付に係る資産が77百万円減少した結果、暫定的に算定されたのれんの金額は364百万円から30百万円増加し、395百万円となっております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末 (2020年3月31日)

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度末 (2021年3月31日)

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の売上構成は、給水装置製品、住宅設備製品、商品販売で成り立っていることから、「給水装置事業」、「住宅設備事業」および「商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「給水装置事業」は、道路に布設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込むための水道用給水装置であるサドル付分水栓・止水栓・各種継手類、水道メータなどを製造、販売しております。

「住宅設備事業」は、宅内での給水・給湯配管部材、暖房設備部材およびこれらをユニット化した給水・給湯システムなどを製造、販売しております。

「商品販売事業」は、製品に関連する仕入商品を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

報告セグメント間の内部売上高または振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務 諸表 計上額 (注) 2
	給水装置事業	住宅設備事業	商品販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	17,325	6,161	2,288	25,774	△1,697	24,077
セグメント間の内部売上高 または振替高	1	—	12	13	△13	—
計	17,326	6,161	2,300	25,788	△1,711	24,077
セグメント利益	5,059	1,189	67	6,316	△3,654	2,662
セグメント資産	12,110	5,621	1,054	18,786	22,817	41,604
その他の項目						
減価償却費	193	130	—	323	159	482
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	320	79	—	400	257	658

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△3,654百万円は、セグメント間取引消去12百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社費用△3,666百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社費用は、主に提出会社の配分されていない全社費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額22,817百万円は、セグメント間取引消去△3,401百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社資産26,219百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社資産は、主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、投資有価証券、管理部門及び研究開発部門等に係る資産並びに保険積立金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額159百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等によるものであります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額257百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等に係るものであります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度のセグメント情報は、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務 諸表 計上額 (注) 2
	給水装置事業	住宅設備事業	商品販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	15,743	11,046	2,359	29,149	△1,636	27,512
セグメント間の内部売上高 または振替高	7	—	7	14	△14	—
計	15,750	11,046	2,366	29,164	△1,651	27,512
セグメント利益	4,891	2,084	23	6,998	△4,399	2,598
セグメント資産	11,602	6,006	1,121	18,730	25,274	44,004
その他の項目						
減価償却費	252	288	—	541	185	726
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	131	60	—	192	133	325

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△4,399百万円は、セグメント間取引消去59百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社費用△4,459百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社費用は、主に提出会社の配分されていない全社費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額25,274百万円は、セグメント間取引消去△3,939百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社資産29,214百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社資産は、主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、投資有価証券、管理部門及び研究開発部門等に係る資産並びに保険積立金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額185百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等によるものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額133百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等に係るものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する情報

当連結会計年度より、業績管理区分の一部見直しに伴い、商品販売事業の一部と従来「その他」に含めていた連結子会社の業績について、「給水装置事業」および「住宅設備事業」へ報告セグメントの変更を行っております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分表示により作成したものを記載しています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

国内の外部顧客への売上高のみのため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在する有形固定資産が、連結貸借対照表の有形固定資産額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
渡辺パイプ株式会社	3,071	給水装置事業、住宅設備事業、商品販売事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

国内の外部顧客への売上高のみのため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在する有形固定資産が、連結貸借対照表の有形固定資産額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
渡辺パイプ株式会社	3,012	給水装置事業、住宅設備事業、商品販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	給水装置事業	住宅設備事業	商品販売事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	—	—
当期末残高	—	395	—	395	—	395

（注）暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	給水装置事業	住宅設備事業	商品販売事業	計		
当期償却額	—	39	—	39	—	39
当期末残高	—	355	—	355	—	355

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,539.49円	1,628.24円
1株当たり当期純利益	78.72円	83.11円

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,789	1,866
普通株主に帰属しない金額 (百万 円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,789	1,866
期中平均株式数 (千株)	22,736	22,455

(重要な後発事象)

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年2月24日開催の取締役会決議に基づき、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整備し、より一層の投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図るものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年3月31日(水曜日)最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,500,000株
今回の分割により増加する株式数	11,500,000株
株式分割後の発行済株式総数	23,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	92,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2021年3月16日(火曜日)
基準日	2021年3月31日(水曜日)
効力発生日	2021年4月1日(木曜日)

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年4月1日(木曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,700万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,200万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2021年4月1日(木曜日)

3. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	6,329	13,425	20,837	27,512
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	582	1,356	2,161	2,740
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	398	926	1,470	1,866
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	17.68	41.10	65.40	83.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	17.68	23.42	24.34	17.70

- (注) 1. 第4四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の数値を記載しております。
2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,572	12,060
受取手形	1,840	1,463
売掛金	※ 2,879	※ 2,672
電子記録債権	※ 4,544	※ 5,064
有価証券	100	100
商品及び製品	3,913	3,540
仕掛品	62	45
原材料及び貯蔵品	840	786
前払費用	48	49
短期貸付金	—	※ 500
その他	※ 70	※ 60
流動資産合計	25,872	26,344
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,952	1,851
構築物	34	31
機械及び装置	584	542
車輛及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	150	159
土地	4,492	4,492
建設仮勘定	14	2
有形固定資産合計	7,228	7,080
無形固定資産		
ソフトウェア	238	146
その他	2	2
無形固定資産合計	241	148
投資その他の資産		
投資有価証券	3,016	4,101
関係会社株式	1,682	1,682
関係会社出資金	1,500	1,500
従業員長期貸付金	6	5
長期前払費用	19	16
繰延税金資産	31	—
保険積立金	1,358	1,396
その他	87	84
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	7,697	8,783
固定資産合計	15,167	16,012
資産合計	41,040	42,357

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 4,040	※ 3,848
電子記録債務	76	121
未払金	※ 1,019	※ 840
未払費用	56	105
未払法人税等	512	424
預り金	18	17
前受収益	0	2
リース債務	1	1
賞与引当金	190	211
役員賞与引当金	55	41
流動負債合計	5,971	5,614
固定負債		
繰延税金負債	—	200
退職給付引当金	613	550
資産除去債務	4	4
リース債務	5	3
その他	12	10
固定負債合計	636	769
負債合計	6,607	6,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金		
資本準備金	3,711	3,711
資本剰余金合計	3,711	3,711
利益剰余金		
利益準備金	839	839
その他利益剰余金		
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	6,062	6,450
利益剰余金合計	27,902	28,290
自己株式	△1,298	△587
株主資本合計	33,673	34,772
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	758	1,200
評価・換算差額等合計	758	1,200
純資産合計	34,432	35,973
負債純資産合計	41,040	42,357

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 23,562	※1 22,113
売上原価	※1 16,148	※1 15,068
売上総利益	7,414	7,045
販売費及び一般管理費	※1,※2 4,784	※1,※2 4,641
営業利益	2,629	2,403
営業外収益		
受取配当金	※1 72	※1 84
受取派遣料	※1 33	※1 70
その他	21	※1 45
営業外収益合計	127	200
営業外費用		
売上割引	33	32
保険解約損	30	26
その他	0	0
営業外費用合計	64	59
経常利益	2,692	2,545
特別利益		
受取保険金	—	※3 64
特別利益合計	—	64
特別損失		
固定資産除却損	23	7
投資有価証券売却損	—	0
災害による損失	※4 46	—
特別損失合計	69	7
税引前当期純利益	2,622	2,602
法人税、住民税及び事業税	835	768
法人税等調整額	△2	39
法人税等合計	833	808
当期純利益	1,789	1,793

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	4,695	26,535	△914	32,690
当期変動額									
剰余金の配当						△422	△422		△422
当期純利益						1,789	1,789		1,789
自己株式の取得								△383	△383
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,366	1,366	△383	982
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,062	27,902	△1,298	33,673

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	758	758	33,449
当期変動額			
剰余金の配当			△422
当期純利益			1,789
自己株式の取得			△383
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	983
当期末残高	758	758	34,432

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,062	27,902	△1,298	33,673
当期変動額									
剰余金の配当						△483	△483		△483
当期純利益						1,793	1,793		1,793
自己株式の取得								△211	△211
自己株式の消却						△922	△922	922	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	388	388	710	1,098
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,450	28,290	△587	34,772

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	758	758	34,432
当期変動額			
剰余金の配当			△483
当期純利益			1,793
自己株式の取得			△211
自己株式の消却			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	441	441	441
当期変動額合計	441	441	1,540
当期末残高	1,200	1,200	35,973

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式・出資金

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料：月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

仕掛品：ロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び構築物：定率法及び定額法

その他：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産：定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積り

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難であります。そのため、現時点で入手可能な外部情報等に基づき、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響は継続するものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

2. 営業循環過程から外れたたな卸資産の収益性低下の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
商品及び製品	3,540
仕掛品	45
原材料及び貯蔵品	786

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)」の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	105百万円	678百万円
短期金銭債務	143	81

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	251百万円	660百万円
仕入高	1,425	962
販売費及び一般管理費	33	42
営業外取引による取引高		
受取配当金	13	13
受取派遣料	17	58
その他	—	15

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度27%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
運送費	687百万円	643百万円
従業員給与手当	1,234	1,314
減価償却費	133	132
賞与引当金繰入額	122	134
役員賞与引当金繰入額	55	41
退職給付費用	184	191

※3 受取保険金

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

特別利益に計上している受取保険金は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の被害に対する保険金であります。

※4 災害による損失

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

特別損失に計上している災害による損失は、2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」の影響による損失であり、建物の原状回復費用等であります。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,682百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,682百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	57百万円	64百万円
役員賞与引当金	16	12
未払事業税	31	24
未払社会保険料	8	11
たな卸資産評価損	10	7
退職給付引当金	185	166
貸倒引当金損金算入限度超過額	1	1
会員権評価損	9	9
子会社株式評価損	34	34
その他有価証券評価差額金	2	0
その他	39	23
繰延税金資産小計	398	356
評価性引当額	△34	△34
評価性引当額小計	△34	△34
繰延税金資産合計	363	321
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	332	521
その他	0	0
繰延税金負債合計	332	521
繰延税金資産の純額	31	—
繰延税金負債の純額	—	200

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.3%	30.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.5
住民税均等割	1.5	1.5
その他	0.0	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.8	31.1

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	当期末取得原価
有形固定資産	建物	1,952	25	2	123	1,851	5,567	7,419
	構築物	34	2	—	4	31	269	301
	機械及び装置	584	113	1	153	542	6,196	6,739
	車輛及び運搬具	0	0	—	0	0	5	6
	工具、器具及び備品	150	185	1	175	159	3,126	3,285
	土地	4,492	—	—	—	4,492	—	4,492
	建設仮勘定	14	90	102	—	2	—	2
	計	7,228	418	108	457	7,080	15,166	22,247
無形固定資産	ソフトウェア	238	—	—	92	146	—	—
	その他	2	—	—	0	2	—	—
	計	241	—	—	92	148	—	—

(注) 1. 「機械及び装置」の「当期増加額」は主に生産用設備であります。

2. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は主に生産用金型であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	3	—	—	—	3
賞与引当金	190	211	190	—	211
役員賞与引当金	55	41	55	—	41

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.qso.co.jp/
株主に対する特典	2021年3月31日現在の保有株式数100株以上1,000株未満の株主に対して新潟県魚沼産新米こしひかり3kgを、保有株式数1,000株以上の株主に対して新潟県魚沼産新米こしひかり5kgを贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第64期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第65期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月6日関東財務局長に提出

（第65期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

（第65期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月10日関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2020年9月1日 至 2020年9月30日）2020年10月2日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富 永 淳 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>前澤給装工業株式会社の連結貸借対照表には商品及び製品4,146百万円、仕掛品60百万円及び原材料及び貯蔵品962百万円が計上されており、総資産の11%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）2.営業循環過程から外れたたな卸資産の収益性低下の見積りに記載のとおり、営業循環過程から外れたたな卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために定期的に帳簿価額を切り下げの方法を採用している。ただし、今後の需要予測に照らして営業循環過程にあると判断したたな卸資産については、規則的な簿価切り下げの対象からは除外している。</p> <p>前澤給装工業株式会社の主要事業である給水装置及び住宅設備の将来需要は、経営者がコントロール不能な要因によって変動する可能性があるため、今後の需要予測に照らして営業循環過程にあると判断するたな卸資産の範囲の見積りには不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 営業循環過程から外れたたな卸資産の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 評価に当たっては、経営者が営業循環過程から外れたたな卸資産の識別に利用した滞留期間別のたな卸資産内訳表における滞留期間の正確性及び網羅性について、関連するITシステムの全般統制及び業務処理統制の整備及び運用状況の有効性の評価に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性の検討 簿価切り下げの対象となる営業循環過程から外れたたな卸資産の範囲を決定する際に経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の営業循環過程から外れたたな卸資産の需要予測をその後の販売実績及び廃棄実績と比較し、その差異の原因について検討することで、需要予測の精度を評価した。 当連結会計年度末における需要予測に一定の不確実性を織り込んだ場合の、規則的な方法による簿価切り下げの金額に与える影響を検証し、その合理性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤給装工業株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、前澤給装工業株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 仁 子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>前澤給装工業株式会社の貸借対照表には商品及び製品3,540百万円、仕掛品45百万円及び原材料及び貯蔵品786百万円が計上されており、総資産の10%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）2.営業循環過程から外れたたな卸資産の収益性低下の見積りに記載のとおり、営業循環過程から外れたたな卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用している。ただし、今後の需要予測に照らして営業循環過程にあると判断したたな卸資産については、規則的な簿価切り下げの対象からは除外している。</p> <p>前澤給装工業株式会社の主要事業である給水装置及び住宅設備の将来需要は、経営者がコントロール不能な要因によって変動する可能性があるため、今後の需要予測に照らして営業循環過程にあると判断するたな卸資産の範囲の見積りには不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「営業循環過程から外れたたな卸資産の評価の合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷合 祐一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長谷合祐一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価については、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。